

死亡に伴う手続き一覧

手続きの種類	いつまでに	だれが	必要なもの	担当窓口
死亡届	死亡の事実を知ってから7日以内(死亡日含む)	親族 同居人 家主	・届書(死亡診断書) ・届出人の印鑑	矢巾町役場1F 住民課総合窓口係
印鑑登録	葬儀後速やかに	親族 同居人	・印鑑登録証	矢巾町役場1F 住民課総合窓口係
国民健康保険加入者	葬儀後速やかに	親族	・国民健康保険証 葬祭費の手続きも同時に行います。 (葬祭費請求に必要なもの) ・葬儀執行者(喪主)の印鑑 ・葬儀執行者(喪主)の預金通帳(ゆうちょ銀行以外)	矢巾町役場1F 住民課国保年金係
国民年金加入者	葬儀後速やかに	親族	・国民年金手帳	矢巾町役場1F 住民課国保年金係
各種年金受給者			・年金証書	
後期高齢医療	葬儀後速やかに	親族	・健康保険証 ・限度額認定証(交付されている方) ・届出人の印鑑	矢巾町役場1F 住民課国保年金係
介護保険受給者	葬儀後速やかに	親族	・介護保険被保険者証(要介護認定を受けている方のみ)	さわやかハウス 生きがい推進課介護保険係
身体障害者手帳 療育手帳	葬儀後速やかに	親族	・身体障害者手帳もしくは療育手帳 ・届出人の印鑑	さわやかハウス 生きがい推進課福祉係

個々のケースによっては、必要なものが異なる場合がありますのでご了承ください。

制度内容の詳細および該当事例等については、担当窓口にお尋ねください。